

教 育 委 員 会 定 例 会

日 時：平成 29 年 6 月 22 日（木）午前 9 時 35 分～午前 11 時 45 分
場 所：東台福浦小学校 会議室

出席者：教育長 高橋 正 教育委員 早藤義則、小松泰子、貴田太史、西山清和

事務局及び出席者：柏木参事、富田教育指導担当課長、富士川社会教育課長、池谷美術館長、川口課付、鈴木副課長、新磯主幹、川瀬係長、植村非常勤指導主事

議事録署名委員：早藤委員、小松委員

※ 傍聴希望人 なし

高橋教育長 皆さん、おはようございます。本日は、傍聴の申し込みはありません。ただいまの出席数は 5 名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に定める定足数に達しておりますので、これより平成 29 年湯河原町教育委員会 6 月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。会議録署名委員は会議規則第 35 条の規定により、早藤委員、小松委員の 2 名を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、秘密会とする案件につきまして、お諮りさせていただきたいと思っております。まず案件（1）議決事項 議案第 7 号 平成 29 年度要保護・準要保護児童生徒等の認定について、議案第 10 号 平成 29 年度湯河原町育英奨学生承認について、この 2 件につきましては、個人情報を含む案件でございますので、会議を非公開としたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

委員 全員賛成

高橋教育長 それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書き及び会議規則第 33 条第 1 項の規定により、秘密会とさせていただきます。

議事録の承認

平成 29 年 5 月教育委員会定例会議事録の承認について

高橋教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。平成 29 年 5 月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いいたします。

鈴木副課長 それでは、5 月定例会の議事録をご覧いただきたいと思います。

※ 訂正箇所の説明

高橋教育長 説明が終わりました。質疑等はございますでしょうか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、5 月定例会議事録について承認を求めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、5 月定例会議事録については承認されました。

案 件

（1）議決事項

議案第 5 号 湯河原町就学援助費交付事務処理要綱の一部を改正する告示について

高橋教育長 それでは、案件に入らせていただきます。（1）議決事項 議案第 5 号 湯河原町就学援助費交付事務処理要綱の一部を改正する告示について、事務局から説明をお願いします。

柏木参事 議案第 5 号をお願いします。

（資料に基づいて、議案第 5 号 湯河原町就学援助費交付事務処理要綱の一部を改正する告示について 説明）

・文科省の補助金交付要綱の一部改正による要綱の改正、及びその他見直し等により要綱に改正を要するため

高橋教育長 提案理由の説明が終わりました。質疑はございませんか。

貴田委員 今回の生活保護基準の引き上げについてですが、もともと1.1だった根拠についてお伺いします。それから、今回1.3に引き上げるということですが、1.3が妥当であるという根拠、理由を教えてくださいと思います。

柏木参事 1.3については、表をご覧ください、そのくらいが妥当かなと。現状が1.1ですから、高い方が有利ではありますが、予算的な面もありますので、最低限1.3までは引き上げたいということです。

もとの1.1の根拠については、横浜や川崎の1.0を見て決めたんだと思いますが、その後改定がされていない中で、湯河原は1.1のままになっているのが実情なのかなと思っております。どういう根拠でというのは、把握できておりません。

高橋教育長 前回の改定はいつですか。

川口課付 平成22年に基準の数字を明記しています。

早藤委員 私が記憶しております。その前は1.1ではなく、1.0だったんです。要するに、要保護と同じ基準でできないかということで、ずっとやってきました。それで数字が明記されていないから、数字を入れなきゃいけないというときに、今回と同じように県内各市町の数字を出して、それでとりあえず1.1と。というのが、その当時、要保護・準要保護の総額が毎年どんどん上がっていて、ちょうどその頃、箱根は1.5だったかも知れなくて、非常に高かった。そこまで上げたら、もう破産するぐらいになっちゃうんじゃないかというようなものがありました。

ただ、真鶴町はこの当時も、決して高くはなかったけれども、非常に申請者が少なかったもので、総額は非常に少なかったんです。湯河原の独特な、申請すれば通っちゃうからみたいなものがあるから、これはラインを厳しくしておくことが必要だろうということで、横浜・川崎の1.0まではできないけれども、1.1に落ち着いたというのがそのときの状況です。

高橋教育長 早藤委員から、状況をわかりやすく説明していただきました。確かに、これを教育委員会で決めたとしても、予算を伴いますから、予算編成に反映しなければいけません。

柏木参事 今回、申請が出ている中で1.1を超えたのは、お一人だけです。

高橋教育長 影響は。

柏木参事 潜在的にはあるかも知れません。

高橋教育長 文科省が出している、全国レベルの集計の中でも1.1というのは少なく、1.3が平均的です。

柏木参事 お認め頂けましたら、今後改訂して適用したいと思います。

早藤委員 経費区分の中にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費があります。それについて、生徒会費、PTA会費というのは、すべての保護者が関わってくるものだと思います。もしかしたら名目上は任意になっていても、現実には任意という形はとれないものだと思います。

ただ、クラブ活動に関しては、全く個人差がありまして、これはいい、これは認められないという一律に決められない、非常に難しい部分があると思います。ですから、私はクラブ活動費に関しては、対象外だと思います。

高橋教育長 援助費についてのご意見が出ましたが、いかがでしょうか。

西山委員 クラブ活動費は、中学校の部活動費も含んでいるんですよね。そうしますと、学校教育の中で位置付けられた活動だと思います。その意味で、経済的な部分でその活動に支障を来すような、たとえばサッカーをやるならスパイクやジャージなども必要でしょうし、相当な費用がかかってくるんじゃないかと思います。次の年度に申し送り、引き継いで使っていくようなものと、そうでない個人負担的なものが当然出てくると思います。ですから、1.1を1.3に引き上げたところで、現実的にはそんなに財政的な負担ではなさそうだといいまして、クラブ活動費についても、限度額は設けられておりますので、支給するという形でやっていただきたいと思います。

高橋教育長 箱根町は、一律にこの金額なんですか。

柏木参事 これは限度額です。

貴田委員 クラブ活動費については、私も西山委員と同じ意見です。

ただ、いろいろ問題がある現状です。入部をためらっていらっしゃる生徒さんがいらっしゃるというのは非常に残念なことです。そういう方には援助してあげたいと考えております。

早藤委員 確かに、困っている人を援助するという言い方をしていけば、すべてそれ以外のことも出

てきてしまいます。どこで区切るのかというと、とりあえず学校教育の中で絶対必要なものについては、援助すべきものであると思いますが、それ以外の任意でやっているものについてまで行政が援助すると、すればただ楽にはなりますが、不平等だとか平等だという部分にどう関わってくるかということを考えていくと、任意でやっているものについては、たとえば、小学校のときから、クラブチームに入っているようなものまでということまでということになってきても、全く不思議はないことになります。たまたま中学校は、部活動という形のものに対することになっていきますけど、これは任意で入るものですから、そこをすべて一律にOKですよと言ってしまふ、あるいはそこにいろいろな金銭的な制約をつくること、条例を決めたり、あるいはこれはいい、これは悪いと決まりをつけていくと、これはおかしなものになります。まずそこは、過程の中で判断できる部分があるし、それを話し合える過程も必要だと思います。

高橋教育長 まず1. 3についてはよろしいですか。

委員 全員賛成

高橋教育長 それでは、1. 3とさせていただきます。それから、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費をどう扱うかということについてはいかがですか。まず生徒会費についてはよろしいですか。

委員 全員賛成

高橋教育長 PTA会費についてはいかがですか。

小松委員 PTAは、参加が任意じゃないですか。PTAに参加しないのに援助を受けた場合はどうなりますか。

柏木参事 他の教材費などもそうなんですけど、お渡しするときにお話をして、それから学校の方でいただくような形になると思います。

小松委員 その確認はしないといけないですね。

柏木参事 ちなみに、PTA会費は年間4, 800円で、生徒会費は240円です。PTA会費は限度額を定めておりますので、4, 140円です。

早藤委員 PTAが任意の入会だとすると、ここが問題になってきますね。

小松委員 ときどきいるんです。

早藤委員 たまたま申請が通った人が、PTAには入りませんよというときは、支給されないんですね。

川口課付 基本的には、この就学援助は保護者が支払ったものに対して支給するので、入会していないなど、支払っていないものについては支給されません。その確認については、各学校の事務の方と連携をとっております。

高橋教育長 そうしますと、生徒会費とPTA会費については、ご異議なしということですね。クラブ活動費について、何かご意見はございますか。

早藤委員 クラブ活動費をどういう形で支払ったかが確認されなければ、支給されないということですか。

柏木参事 児童・生徒全員が用意することとされているものについてというようなことで、一律に負担すべきものが対象となります。

高橋教育長 「スパイクなどは自分で買いなさい」というようなことはないんですか。

柏木参事 部の方で、これを揃えてくださいということであれば。

小松委員 スパイクも1万円のものもあれば、3, 000円のものもありますので、そこが難しいです。

富田教育指導担当課長 たとえば、運動部であると競技によって違うと思いますが、必ずスパイクがなければサッカーや野球をやってはいけないということでもないので、保護者に提案する場合には、そこをよく注意をして、各学校に提案していくことだと思います。最近では練習着を揃えるパターンが多いですが、練習着がないと練習できないかと言われると、そうではないので、購入のときも配慮しながら、提案をしていきます。

ただ現実的には、この文面でいきますと、たとえばサッカーや野球ですと、さすがにユニフォームは揃えないといけない部分がありますので、そこが引っかかってくるのかなと思います。

早藤委員 小学校に該当するものはないんですか。

高橋教育長 ないです。

早藤委員 そうだとしたら、この文言はすべて児童は抜かして、中学校対応にさせていただかないとおかしいと思います。はっきり、中学校の部活動ということやっていく。それで、いま言ったよ

うな形で、この文言でもいいものなのか。小学校のクラブ活動の費用負担というのは、現時点ではわからないです。そうだとしたら、これには入らないので、中学校に限定した形でいいと思います。

小松委員 調理クラブなどでは、もしかして材料費がかかったりすることもあるかも知れません。

西山委員 あとは生け花のようなものと、実費というか。

早藤委員 調理クラブとか生け花とかは、要は使うんだけど、食べたり自分の家に持ってかえります。だから、材料費としての負担となります。実費負担のものもこの援助の中で考えると、すごく増えてきてしまいます。だから、考え方を決めていかないと。

高橋教育長 そう考えると、中学校だけでいいですね。公費でするので、違いははっきりしておいた方がいいと思います。

西山委員 小学校の場合は、活動のための用具・道具類は学校でやっていると思います。それから、調理とか生け花のように、食べたり家に持ってかえったりしていますから、そういう意味では個人のものという解釈をすれば、小学校はほとんど必要ないと思います。

貴田委員 小学校の場合、学校の運営上、いまよりもクラブ活動を拡充してやるような方向というのはないんですか。

高橋教育長 それはいいですね。

西山委員 小学校のクラブ活動は、昔は週1回くらいありましたが、いまは年10回程度ですね。

高橋教育長 それでは、採決する前に何かご意見はありますか。

早藤委員 運動部のユニホームなどはわかるんですが、たとえば吹奏楽部の楽器について、学校でも用意していますが、個人のもので用意することがあるわけです。スパイクなどと同じように、認められなくてもいいですね。限度額を設けるにしても、それを認める形になるということは。

高橋教育長 楽器は何年前に揃えましたよね。実際はどうなんですか。

早藤委員 学校は揃えてありますが、全部ではありません。それから壊れてきますから、買える子は自分のものを。

高橋教育長 それがないと、吹奏楽部は成り立たないですよ。確かに、いろいろなものが出てきますので、慎重に対応しなければいけないと思います。

小松委員 遠征費も大変です。公式戦だけでなく、練習試合もばかになりません。

早藤委員 正選手だけで補欠はでないとか。

高橋教育長 全国大会などに行くようになれば、予算を獲得するようなことができますが、通常の練習試合までは、ある程度部の方に割り振ったものの中で。

小松委員 少なくともサッカー部は、公式戦も全部個人負担でした。

西山委員 支給の基準が1.1から1.3になったのは、すごく前進したと思います。それから、生徒会費とPTA会費はいいんですが、クラブ活動費について、いまご意見があったように、遠征費や用具について、そういった申請が仮に出たときに、どこまでを認定するかということがありますので、非常に困難な部分がこれから出てくると考えます。ですから、1年か2年かわからないけれども、他の市町村の情報を仕入れていただいて、ある程度骨子がまとまった段階で、何年度になるかわからないけれども、クラブ活動費の補助についての提案をしていただく形がいいかなと思います。私自身は、クラブ活動費については「なし」という形でいいと思います。

高橋教育長 提案していながら、細かいところまで現状を把握していないところがありました。西山委員からご意見がありましたが、とりあえず保留という形にするのも、1つの方法かと思います。

貴田委員 クラブ活動費を支給額に含めるとすると、間接的に教育委員会が、部活動の入部について推進していると受け取られかねないと思います。そういうのは教育委員会の立場としては、部活動の入部を推進しているという立ち位置でいいんでしょうか。

高橋教育長 教育課程外であっても、それでいいと思います。

貴田委員 私は含めた方がいいと思います。

柏木参事 項目については、国の補助メニューの中にありまして、それを教育委員会が決めるという、1つの流れがあります。

富田教育指導担当課長 湯中がどうかは把握できておりませんが、一般的に吹奏楽部とか管弦楽部などの部活動関係では、学校で概ね楽器を揃えてあります。ただ、やり始めると満足できなくて、自分用のものを用意していくというのが多いです。大きい楽器は別として、トランペットなどはそういうことが多いと思います。だからと言って、学校で用意しているものを使わずに、必ず個

人で買いなさいという指導は、どこもしておりません。

たとえば、サッカー部でも、ゴールキーパーは手袋が必要です。じゃあ、その手袋をこれに含めるのかとなると、全員が用意しなくてはならないということではないですし、ゴールキーパーではなく、他のポジションを選択するというのも1つだということもあります。吹奏楽にしても、この楽器を購入したいけれども、違う楽器にパートの変更をするというのも方法です。

このように、すごく複雑に絡んでしまい、線を引くのが難しいという考えもありますし、たとえば、最低ラインのユニホームだけというふうに、項目を絞って決めるということもあると思います。

高橋教育長 学校として、部活動の意義はいかがですか。

富田教育指導担当課長 教育課程外の活動ではありますが、学習指導要領でも、この活動を通して子どもたちを指導していくとで、大切な意味があるということで、その意味を捉えて、学校でもきちんと指導していきなさいというふうになっています。このことをしたから、それはまずいということはないと思います。

高橋教育長 クラブ活動費については、西山委員のご意見として、もう少し検討したらどうかということで、今年度の適用は難しいですので、来年度以降の課題としようというご提案がありました。が、いかがでしょうか。

委員 全員賛成

高橋教育長 それでは、この部分について、議案から除くということにしたいと思います。事務局でも、現状を把握してください。

それでは、議案第5号についてお諮りいたします。クラブ活動費の部分を除いて、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第6号 湯河原町児童生徒就学援助費の額について

高橋教育長 次に議案第6号 湯河原町児童生徒就学援助費の額について、事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

柏木参事 議案第6号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第6号 湯河原町児童生徒就学援助費の額について 説明)

- ・平成29年度から新入学児童生徒学用品費等の予算単価及び国庫補助限度単価が改定されたため

高橋教育長 説明が終わりました。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、議案第6号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。なお、議案第5号及び第6号の湯河原町就学援助費の交付事務処理等については、予算を伴う案件であることから、総合教育会議にお諮りし、決定したいと思います。

議案第8号 湯河原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

高橋教育長 次に、議案第8号 湯河原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

柏木参事 議案第8号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第8号 湯河原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について 説明)

- ・補助金限度額の改正による改正、及びその他見直し等により要綱に改正を要するため

高橋教育長 説明が終わりました。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 議案第8号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第9号 湯河原町教育委員会ストレスチェック制度実施規定の制定について

高橋教育長 次に、議案第9号 湯河原町教育委員会ストレスチェック制度実施規定の制定について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

柏木参事 議案第9号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第9号 湯河原町教育委員会ストレスチェック制度実施規定の制定について 説明)

・湯河原町立小学校及び中学校教職員のストレスチェック制度実施に当たり、実施方法等について定める必要があるため

高橋教育長 説明が終わりました。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 議案第9号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

(2) 協議事項

協議第3号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について

高橋教育長 次に、(2) 協議事項に入ります。協議第3号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について、事務局から説明をお願いします。

鈴木副課長 協議第3号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第3号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について 説明)

・事業の名称 小田原子ども伝統文化わくわく教室

高橋教育長 説明が終わりました。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、協議第3号について、ご承認いただけますか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 協議第3号については、承認されました。

(3) 報告事項

① 平成29年度図書館夏季事業について

高橋教育長 次に(3) 報告事項に入ります。① 平成29年度図書館夏季事業について、事務局から説明をお願いします。

川瀬係長 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、平成29年度図書館夏季事業について 説明)

・5つの事業(夏休みおはなし会、としょかんたんけん隊等)

高橋教育長 報告が終わりました。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

② 平成29年度美術館夏季事業について

高橋教育長 次に② 平成29年度美術館夏季事業について、事務局から説明をお願いします。

池谷美術館長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、平成29年度美術館夏季事業について 説明)

・こどもワークショップ「みんなでつくろう ゆがわらすいぞくかん」等

高橋教育長 報告が終わりました。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

③ 第28回少年少女砂の芸術大会について

高橋教育長 次に③ 第28回少年少女砂の芸術大会について、事務局から説明をお願いします。

富士川社会教育課長 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、第28回少年少女砂の芸術大会について 説明)

高橋教育長 報告が終わりました。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

④ 三原市・湯河原町親善都市交流推進事業について

高橋教育長 次に、④ 三原市・湯河原町親善都市交流推進事業について、事務局から説明をお願いします。

富士川社会教育課長 資料4をお願いします。

(資料に基づいて、三原市・湯河原町親善都市交流推進事業について 説明)

- ・現在35人申し込み
- ・事前学習会、リハーサル

高橋教育長 報告が終わりました。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

⑤ ポートステイブンス市中学生派遣事業について

高橋教育長 次に、⑤ ポートステイブンス市中学生派遣事業について、事務局から説明をお願いします。

富士川社会教育課長 資料5をお願いします。

(資料に基づいて、ポートステイブンス市中学生派遣事業について 説明)

- ・8/7～8/18 海外派遣研修

高橋教育長 報告が終わりました。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

⑥ 平成29年度湯河原町民レクリエーションの集い(案)について

高橋教育長 次に、⑥ 平成29年度湯河原町民レクリエーションの集い(案)について、事務局から説明をお願いします。

富士川社会教育課長 資料6をお願いします。

(資料に基づいて、平成29年度湯河原町民レクリエーションの集い(案)について 説明)

- ・平成29年10月8日 湯河原中学校グラウンドにて

高橋教育長 報告が終わりました。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

⑦ 平成28年度湯河原町学力調査等検証委員会を受けて

高橋教育長 次に、⑦ 平成28年度湯河原町学力調査等検証委員会を受けて、事務局から説明をお願いします。

植村非常勤指導主事 資料7をお願いします。

(資料に基づいて、平成28年度湯河原町学力調査等検証委員会を受けて 報告)

- ・①から⑤の方向性をもとに、各校での実態を含め、職員会議や企画会など共通理解を図り取り組んでいる

高橋教育長 報告が終わりました。資料3ページに「司書・図書ボランティアとの連携」とありますが、総合教育会議で議題にさせていただきまして、来年度に予算要望していきたいと思っております。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

⑧ コミュニティースクールについて

高橋教育長 次に、⑧ コミュニティースクールについて、事務局から説明をお願いします。

柏木参事 資料8をお願いします。

(資料に基づいて、コミュニティースクールについて 報告)

- ・地域とともにある学校づくり
- ・コミュニティースクール導入状況

高橋教育長 報告が終わりました。本件については、過日の教育長会議でも取り上げられております。国では全校に設置を目指しておりまして、法律改正もして、普及を目指している状況です。県下ではなかなか進んでおりませんが、小田原市がモデル校を設定しているような状況で、地域に開かれた学校をメインに、いろいろと出ております。いままで問題となっていたのは、教職員の任

用に関して、意見を出せるということになっていきますから、それが、今回は教育委員会規則で定める、教育委員会に任せられたということです。

現行では学校評議員を設置して、地域との連携はとれていると考えておりますが、こういった流れが出てきております。以前、横浜か何か視察をされたんでしょうか。

早藤委員 形の上では、非の打ちどころのないような法律になっていますが、たとえば学校評議会としても、湯河原町の現状、評議会を年何回か、それをきちんと出したら、これは本当にやる必要があるのかなというふうになると思います。まずコミュニティスクールにする前に、現在の評議委員会の内容をきちんと周知していなければ、あまり効果がないと思います。

高橋教育長 それは情報収集をしてみて、またお出ししたいと思います。県立高校にも設置をしているという雰囲気でした。市町村はどうかというと、まだ様子を見ている状況にあるようですので、どんな状況になっているのか、また情報が入り次第、委員会でも提出させていただいて、湯河原としてどういうふうにしていくのかということもご検討いただきたいと思います。ご質問はございますか。

委員 質問、意見等なし

⑨ 学校事務職員労働組合神奈川要請書について

別に「道徳の教科化に反対する意見書」

高橋教育長 次に、⑨ 学校事務職員労働組合神奈川要請書について、事務局から説明をお願いします。

鈴木副課長 資料9をお願いします。

(資料に基づいて、学校事務職員労働組合神奈川要請書について 報告)

・8項目の要請

別に、「道徳の教科化に反対する意見書」について報告

高橋教育長 報告が終わりました。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

※ 秘密会

案 件

(1) 議決事項

議案第7号 平成29年度要保護・準要保護児童生徒等の認定について

高橋教育長 これより、秘密会に入らせていただきます。議案第7号 平成29年度要保護・準要保護児童生徒等の認定について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

川口課付 議案第7号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第7号 平成29年度要保護・準要保護児童生徒等の認定について 説明)

議案第10号 平成29年度湯河原町育英奨学生の承認について

高橋教育長 次に、議案第10号 平成29年度湯河原町育英奨学生の承認について、事務局から説明をお願いします。

柏木参事 議案第10号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第10号 平成29年度湯河原町育英奨学生の承認について 説明)

※ 秘密会終了

高橋教育長 本日の案件は、すべて終了いたしました。次回開催は、7月21日(金)午後1時30分から、教育センターで開催いたします。8月定例会でございますが、8月23日(水)または24日(木)でご提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

鈴木副課長 24日の午後3時から、西湘地区の研修会がございます。

高橋教育長 それでは、8月24日(木)午前9時30分から、教育センターで開催いたします。それでは、6月定例会を閉会いたします。